

平成 24 年 度

宇土市財政の健全化判断比率審査意見書

宇 土 市 監 査 委 員

宇 市 監 第 44 号

平成 25 年 7 月 29 日

宇 土 市 長 元 松 茂 樹 様

宇土市監査委員 尾 沢 安 治 郎

宇土市監査委員 岩 本 廣 海

平成24年度宇土市財政の健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成24年度宇土市財政の健全化判断比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1. 審査の期間

平成25年7月25日から7月29日まで

2. 審査の方法

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて、関係職員の説明等を求め実施した。

3. 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めた。23年度同様、早期健全化基準を下回っており、今後も引続き、健全な財政運営に努められるよう要望する。

()内は23年度数値

健全化判断比率	24年度	23年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	13.70(13.67) %	20.0(20.0) %
連結実質赤字比率	—	—	18.70(18.67)	30.0(35.0)
実質公債費比率	14.3	14.6	25.0(25.0)	35.0(35.0)
将来負担比率	54.1	72.0	350.0(350.0)	

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(3) 担当課提出資料は、次のとおりである。

財政健全化比率の状況 (H25算定)

平成24年度

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
速報値	— (△ 8.25)	— (△ 14.48)	14.3	54.1
(参考) 平成22年度確定値	— (△ 8.25)	— (△ 14.88)	14.3	54.2
早期健全化基準 (イエローカード)	13.70	18.70	25.0	350.0
財政再生基準 (レッドカード)	20.00	30.00	35.0	

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であれば「—」となる。

参考として比率を表示しているが黒字の比率は「△」表示される。

(注2) 早期健全化基準、財政再生基準はH24算定によるもの。(標準財政規模等により変動)

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

■早期健全化基準（黄）	13.70%
■財政再生基準（赤）	20.00%

（単位：千円）

H24

$$\frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{赤字なし}}{8,203,290} = \text{—} \quad (\text{※赤字なし})$$

(H23：赤字なし)

- | | H24 | H23 |
|--------------------------------|------|------|
| ・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額 | 〔 0〕 | 〔 0〕 |
| ・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰延べた額 | 〔 0〕 | 〔 0〕 |
| ・事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰越した額 | 〔 0〕 | 〔 0〕 |

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

■早期健全化基準（黄）	18.70%
■財政再生基準（赤）	30.00%

（単位：千円）

H24

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{赤字なし}}{8,203,290} = \text{—} \quad (\text{※赤字なし})$$

(H23：赤字なし)

- | | H24 | H23 |
|--|------------|------------|
| (A) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 | 〔 0〕 | 〔 0〕 |
| (B) 公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 | 〔 0〕 | 〔 0〕 |
| (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 | 〔 676,948〕 | 〔 973,332〕 |
| (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 | 〔 511,122〕 | 〔 540,465〕 |

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3ヶ年平均）

■ 早期健全化基準（黄）	25.0%
■ 財政再生基準（赤）	35.0%

（単位：千円）

（元利償還金(E) + 準元利償還金(E')） - （特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

$$\begin{aligned} & \left[\frac{1,112,173}{7,331,262} \times 100 \right] + \left[\frac{1,082,500}{7,195,570} \times 100 \right] + \left[\frac{905,625}{7,112,983} \times 100 \right] \div 3 = 14.3\% \quad \left[14.6\% \right] \\ & \quad \quad \quad \boxed{15.1\%} \quad \quad \quad \boxed{15.0\%} \quad \quad \quad \boxed{12.7\%} \quad \quad \quad (3ヶ年平均) \end{aligned}$$

	H24	H23
(E) 元利償還金・・・元利償還金のうち繰上、満期一括等を除いたもの	[1,529,427]	[1,500,545]
(E') 準元利償還金の内容		
① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還相当額	[48,000]	[47,000]
② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	[100,255]	[163,165]
③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	[146,492]	[287,725]
④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	[171,758]	[221,112]
⑤ 一時借入金の利子	[0]	[0]

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

■ 早期健全化基準（黄）	350.0%
■ 財政再生基準（赤）	基準なし

（単位：千円）

将来負担額 (F) - (充当可能基金額 (G) + 特定財源見込額 (H) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (I))

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\frac{21,671,316 - 17,818,641}{8,203,290 - 1,090,307} = \frac{3,852,675}{7,112,983} \times 100 = 54.1\% \quad \text{H24}$$

$$\left(\frac{22,373,731 - 17,188,605}{8,332,617 - 1,137,047} = \frac{5,185,126}{7,195,570} \times 100 = 72.0\% \quad \text{H23} \right)$$

	H24	H23
(F) 将来負担額の内容		
① 一般会計等の地方債残高	〔 16,596,221 〕	〔 17,114,521 〕
② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）	〔 0 〕	〔 0 〕
③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	〔 2,045,112 〕	〔 2,148,260 〕
④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	〔 517,673 〕	〔 513,771 〕
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	〔 2,319,834 〕	〔 2,362,503 〕
⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	〔 192,476 〕	〔 234,676 〕
⑦ 連結実質赤字額	〔 0 〕	〔 0 〕
⑧ 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額	〔 0 〕	〔 0 〕
(G) 充当可能基金額	〔 3,532,815 〕	〔 3,008,691 〕
(H) 特定財源見込額（地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅使用料等）	〔 1,738,697 〕	〔 1,831,693 〕
(I) 基準財政需要額算入見込額	〔 12,547,129 〕	〔 12,347,951 〕